

## 平成27年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

### 【実施方針策定の背景】

本市における生活保護の状況は、平成27年3月現在で被保護世帯2,273世帯、被保護人員2,960人、保護率15.21%となっており、依然として増加傾向が続いている。リーマンショック以降の経済・雇用情勢の影響を受け、特に「その他世帯」は急増し、平成19年度の133世帯から平成25年度の292世帯と倍増したことが生活保護受給者数増加の大きな要因となっている。また本市の有効求人倍率は1.07倍（平成27年2月時点）と雇用情勢は回復傾向が見られるが、平成24年度に306世帯とピークを迎えた「その他世帯」は、本年3月現在で356世帯と再び増加に転じ、傷病者世帯は減少傾向にあるものの、高齢者、母子世帯も微増している。これらが被保護世帯数の大幅な増加の要因となり、さらには高齢化・核家族化の影響による生活保護受給者数全体の増加傾向は今後も続くものと予測される。

このような動向から、失業等により生活困窮に至った稼働年齢層への就労支援等の取り組みを継続するとともに、高齢者世帯に対する日常生活の安定に向けた支援やその親族への扶養義務調査等、基本的なケースワークと制度の確実な運営実施が求められるものと考えられる。

国ではこのような生活保護受給者の増加を背景に、平成25年12月に生活保護法の改正を行い、今年度は更なる適正実施を目指し、就労支援促進計画の策定や後発医薬品の更なる使用促進を実施するための取り組みを進めている。さらに第二のセーフティネットの役割を持った、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への自立支援を強化しているところである。

いずれにしても、社会的なセーフティネットである生活保護制度が担うべき責務として、常に現代的な複雑・多様化した社会問題への対応が求められ、その実施機関として、より一層の適正な判断と運営が重要視される。今後は自立支援プログラムの活用や現業員による個別支援はもとより、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金支援事業等との連携を強化し、組織的かつマニュアル化した実施体制づくりを行うとともに、生活保護の適正実施に向けた取り組みを行うことにより、事務執行の一層の効率化・迅速化等の社会的要求

に伝えていくことも強く認識していかなければならない。

### 【平成26年度実施方針に対する評価】

平成26年度における実施方針に対する評価としては次の事項が挙げられる。

#### 1 所内チーム会議の実施

生活保護業務の複雑多岐な事務に対応するため、これまで自主的的内部点検チームなど8チームを編成してチームごとに活動をしてきたが、毎月1回、チームリーダーと査察指導員によるミーティングを行い、チーム間の連絡調整等を図り、進捗状況、課題、今後の方針等を共有することで、より円滑・効果的にチーム活動を実施することができた。

#### 2 扶養義務調査の徹底

新規申請者については、調査担当が管内に居住する重点的扶養能力者に対して行う実地調査を徹底し、継続している生活保護受給者の重点的扶養能力者に対しては、査察指導員及び現業員が休日を利用して二人一組でチームを編成して7月、10月、2月の年3回、実地調査を行い、扶養義務調査の徹底を図った。

#### 3 滞納整理・督促体制の整備

生活保護受給者の増加に伴い、生活保護法第63条及び第78条の適用による債権も増加しているが、債権管理を行っている経理担当者 と債権発生を決定した現業員との連携が図れず、組織的な対応に至っていなかったが、滞納整理チームが中心となり体制整備を行った。これにより8月より督促業務の進行管理を行うことで、組織的な対応を図れるようになった。また、納付率向上を図るため扶養義務調査の際に合わせて、臨戸訪問を行い納付を促した。

#### 4 介護扶助の適切な実施

生活保護受給者は過剰な介護サービスとなる傾向があるため、これまで非常勤職員でケアマネージャー資格のある介護事務支援員の配置計画をしたものの応募がなく実現に至らなかったが、継続的に募集を行った結果、8月1日付けで採用に至り、介護扶助の適正実施に向けた一歩を踏み出すことができた。

一方、平成26年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分に機能を果たせていないと判断される。

### 1 実施体制の強化（現業員の確保）

保護の実施体制については、人事担当部門への人員要望により平成25年4月1日付けで現業員2名の増員が図られたが、新たな事業への人員確保の影響により、平成26年2月に1名、平成26年4月にさらに1名の現業員が減員された。人員要望等の結果、平成27年4月に1名の増員が図られたものの、依然として社会福祉法に定める標準数に対して5名の不足が生じているため、引き続き、人事担当部門に現業員の増員要望を実施していく必要がある。

### 2 訪問調査活動の確実な実施

訪問調査活動は、生活保護制度の中核を成す重要な現業業務で、適切な支援を行っていくために必要不可欠なものであることから、年度当初に訪問調査目的を踏まえたうえで訪問計画を策定しているところであるが、市外施設に入所しているケースへの訪問調査において訪問が計画に沿って実施していない状況が見られた。このため現業員に対して適切な指導・指示を行い、計画に基づいた訪問が確実に実施できるよう努める必要がある。

### 3 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用については、保護開始に当たって説明や訪問時等において利用を促しているが、利用率の低迷が続いていることから、新たなリーフレットを作成し、市内に複数ある住民窓口に変更して配布するとともに、近隣福祉事務所と連携し、関係機関への働きかけを行い、増大する医療費の削減に努める必要がある。

## 【生活保護法施行事務監査における指摘事項等】

平成26年度の神奈川県生活保護法施行事務監査においては、現業員の配置数が社会福祉法第16条に定める標準数に対して5名不足している状況から、個々のケースの状況を十分に把握し、適切な指導援助を行うことができず、住宅扶助費の誤認、世帯分離要件の見直しが年1回実施されていない、就労指導の可否や療養指導の要否の検討が十分でない等、保護の決定事務が適切に行われていない事例が見られるとの

指摘があり、改善を要請されている。現業員の配置については、適正かつ安定した生活保護業務の基礎となることから、引き続き人事担当部門へ要望する。また所内研修等を通じて、現業員の資質向上を図り、適正な保護の決定事務を確保していく。

### 【実施方針の策定】

以上の背景及び平成26年度の評価、監査指摘事項等を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を生活保護業務従事者全員が十分に認識し、また、市民の最後の拠り所である本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成27年度の生活保護業務の実施方針を次のように定める。

#### 1 実施体制の強化

##### (1) 現業員の確保及び資質向上

現業員は平成24年10月に1名、平成25年4月に2名が増員されたが、平成26年1月に1名、平成26年4月に1名が減員され、平成27年4月に1名増員となったものの、社会福祉法で定める標準数に対して5名不足しているため、年度中途での増員も含め、現業員の標準数確保に向けて、引き続き人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

現業員の業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、定期的に所内研修会を実施し、外部の研修会・研究会に積極的に参加するとともに、所内で抱えている問題や懸案事項を抽出し、月に1回開催する所内会議において、その解決策を協議する。また、現業員が相互に他の現業員が担当する地区のケースファイルをチェックする自主的内部点検事業が確立しているため、今年度も引き続き事業を展開し、査察指導員及び現業員の資質の向上を図っていく。

##### (2) 所内チームの再編

昨年度は8つのチームを編成し、各懸案事項及び各種業務等について専門的な対応及び取り組みを行ったが、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、庁内においても機構改革が行われ、生活保護業務と自立支援業務

が一体となった新たな課が創設された。このため、所内チームを再編、生活困窮関連と住宅支援給付の2つを廃止し、就労支援とマニュアル整備に関するチームを新設、自立支援業務担当職員もメンバーに含め、円滑な業務運営を目指す。

① 自立支援プログラムチーム

自立支援プログラムの整備、自立支援プログラムに関する実績・統計、公共職業安定所との連携等

② 就労支援対策チーム

就労支援プログラムの整備、就労支援員との連絡・調整、求人開拓・定着の推進等

③ システム・本締めチーム

システム業者との連絡・調整、法改正及び基準改定への対応、本締めにおける確認業務、マイナンバー制導入に関する調整等

④ 無低・ホームレス対策チーム

無低運営者との連絡・調整、無低入所者に関する就労支援員との連絡・調整、行旅死亡人に関する取扱い業務、県及びホームレス支援団体との連絡・調整等

⑤ 不正受給対策チーム

課税状況調査の進行管理、市民通報に関する確認業務、不正受給の追及に関する企画・運営等

⑥ 滞納整理対策チーム

返還金の収納確認、経理担当者との連絡・調整、未収金督促に関する企画・運営等

⑦ 自主的内部点検チーム

ファイルチェック作業に関する企画・運営、ファイルチェック指摘修正に関する進行管理、ファイルチェック各種様式の整備等

⑧ マニュアル整備チーム

生活保護関連新規マニュアルの策定、生活保護関連マニュアルの整備、他市との連絡調整等

2 生活保護制度の適正な運営実施

#### (1) 訪問活動の適正実施

訪問調査活動は、保護要件の検証や適切な支援を行っていくうえで重要なものであり、現業業務の基本となるものであることから、年度当初に訪問調査目的を踏まえた年間計画を策定し、計画した訪問調査を確実に実施するとともに、被保護世帯の状況に応じた随時訪問を実施し、必要な調査を行う。査察指導員は四半期ごとに訪問が実施されていない世帯を抽出し、担当する現業員と訪問方法について検証し、具体的な指示・助言を行い、計画的な訪問調査活動が実施できるよう努める。

#### (2) 適正な保護決定事務の確保について

現業員の業務遂行に必要な知識や技能習得のために、定期的に所内研修会を実施し、外部研修や研究会等に積極的に参加するとともに、所内で抱えている問題や懸案事項を抽出し、月に1度開催する所内会議において、その解決策を協議する。また制度の変更等に伴う事案については、テーマごとにチームで内容を整理し、説明する。さらに今年度も引き続き自主的内部点検チームが主体となって、ケースファイルをチェックし、適正な保護決定事務が確保できるよう努めていく。

#### (3) 他法他施策の適正な活用

レセプトに「通院・在宅精神療法」や「てんかん指導料」の記載があるにも拘わらず、障害者総合支援法第58条による自立支援医療の適用の検討と活用状況の確認が十分でないなどの状況が認められるため、電子レセプトシステムを有効活用し、定期的にデータ抽出を行うとともに、レセプト点検においては資格確認等を徹底し、自立支援医療の適用漏れがないよう適切に取り扱っていく。

また、障害年金申請支援プログラムを十分に活用していくとともに、年金、手当等の他法他施策についても、保護申請時や世帯状況が変化した際に、十分に調査を行い、査察指導員による調査の進行管理の徹底を図っていく。

### 3 医療扶助・介護扶助の適正運営

#### (1) 介護扶助の適正実施

高齢者世帯の増加に伴い、医療扶助費と同様に介護扶助費についても増大傾向にあり、法の安定的な運用には医療扶助・介護扶助の適正な実施が求められている。平成26年8月から介護事務支援員1名（非常勤特別職）を配置し、今年度も引き続き、介護券交付処

理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合、ケアプランの確認及び見直しのための指導、要介護状態にある高齢者の介護施設入所支援等を行い、介護扶助の適正実施を図っていく。

事項	年月												備考	
	27年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 1月	2月	3月		
課題改善	現業員の確保					○	○	○						人事担当部門に対する、現業員の増員要望
	訪問活動の適正実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	目的に沿った計画策定、訪問方法を検証し、適正な指示・指導の実施
	適正な保護決定事務の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所内研修の実施、所内会議での協議、所内チームの活用
	介護扶助適正実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護事務支援員の配置、ケアプランの点検による介護扶助の適正実施
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労支援員によるきめ細かな就労支援及びハローワークとの共同事業の活用
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新規申請時及び随時、法29条調査、扶養義務調査を実施
	障害者年金受給資格確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害年金申請プログラムを活用した資格確認の実施
	自立支援医療適用確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電子レセプトを活用した、自立支援医療の適用可否の確認
	重点的扶養能力者実地調査(適正化対策事業)			○					○			○		休日を利用して、市内在住の重点的扶養能力者の実地調査を実施。
	課税状況調査及び返還決定(適正化対策事業)					○	○	○	○	○	○	○	○	不正受給対策チームを中心とした課税調査の早期実施及び早期是正
	後発医薬品の使用促進(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	パンフレットの改定・配布、関係機関との調整
	費用返還・戻入金収納状況把握業務(自主的的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滞納整理対策チームは月初に返還金の収納状況を把握し、地区担当員と連携した督促の実施
	ケースファイル相互確認(自主的的内部点検事業)			○	○	○	○	○	○	○	○			自主的的内部点検チームは年間計画を策定し、現業員全員で相互にケースファイルをチェック
	新規開始ケース引継状況確認(自主的的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	査察指導員の進行管理により、調査担当から地区担当への引継ぎ内容と進行状況確認
経常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収			○	○								
		年金改定			○	○								
		恩給改定・老齢福祉年金				○								
		児童扶養手当改定・除外	○				○					○		
		児童手当認定替え			○					○			○	
	教育扶助	賞与認定			○	○					○	○		
		教材費調査(小・中)			○						○			
		教材費支給(小・中)				○					○			
		給食費除外					○							
		給食費認定							○					
	一括認定	給食費調査											○	
		平常着・入学準備金支給	○										○	
		基準改定・冬季加算除外	○										○	
		介護保険料認定替え	○							○				
	住宅扶助	冬季加算認定								○				
		公営住宅家賃認定替え											○	
	病状調査	傷病者世帯病状調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		長期入院患者病状調査												退院促進員によるきめ細かな支援の実施
研究会・所内会議	レセプト点検(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ケース棚卸、援助方針及び訪問基準の見直し										○	○	援助方針については、世帯状況変化の際に随時見直しあり	
	ケース検討会・診断会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	県行事務監査							○	○				施行事務監査日程:11月25、26、27日(3日間)※未定	
	統計				○	○								
	全国一斉調査													
研修	研究会・所内会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月末に開催。他法他施策についての研修及び事務改善、福祉事務所の課題について検討を行う	
	新任職員研修	総括・医療・介護扶助研修	○	○										
		OJT(第1期)	○	○	○									ケースワーカーとしての基礎知識の習得
		OJT(第2期)			○	○	○	○	○	○	○	○	ケースワークの実践、新規調査	
	嘱託医研修(適正化対策事業)										○		精神疾患の具体的なケース事例に基づき、精神科嘱託医を講師として研修を行う	
	外部講師研修(適正化対策事業)										○		所内の課題を抽出し、関連した団体に講師を依頼し、研修を行う	
	外部研修	全国研修会(ケースワーカー)				○								
県新任査察指導員研修					○									
県新任地区担当員研修					○				○					
県地区担当員研修					○				○		○			